

## 「愛知県困難な問題を抱える女性支援及びDV防止基本計画(仮称)」 の策定について

### 1. 概要

- 2022年5月に制定された「**困難な問題(※)を抱える女性への支援に関する法律**」(以下「**女性支援法**」という。)に基づき、支援のための施策の実施に関する**都道府県基本計画**を、**今年度中に策定**する必要がある。  
  
(※) 困難な問題：DV・ストーカー被害、性暴力・性犯罪被害、  
予期せぬ妊娠、不安定な就労状況、経済的困窮 等
- また、DVの防止や被害者の保護・自立支援を図るため、「**愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(4次)**」(以下「**DV防止基本計画(4次)**」という。)を策定し、施策を推進しているが、女性支援法の内容に関連が深いことから、これらの計画を**一体的に策定**する。
- なお、DV防止基本計画(4次)は、計画期間の終期が2022年度であったため、昨年度中に次期計画を策定する予定であったが、今回の一体的策定に向けて、計画期間の終期を1年延長(2023年度まで)した。
- 女性支援法に基づく基本計画は、国が定めた基本方針に即して策定することとし、**計画期間は5年(2024～2028年度)**とする。

#### (参考 法律制定の背景)

女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など  
**複雑化、多様化、複合化**



困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする**売春防止法**から脱却させ、「**女性の福祉**」「**人権の尊重や擁護**」等の視点を明確にした上で**新たな支援の枠組み**を構築するため、議員立法により制定

### 2. 策定スケジュール(予定)

- 2023年6月～ 支援従事者・当事者等へのヒアリング、  
県政世論調査等の実施
- 8月 第1回検討会議(骨子案の検討)
- 11月 第2回検討会議(素案の検討)
- 12月～ パブリック・コメントの実施
- 2024年2月 第3回検討会議(最終案の検討)
- 3月 計画策定・記者発表